

12月補正

## ◆子育て世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、18歳以下の子どもがいる世帯（所得制限あり）に対し、子ども1人あたり10万円（現金）を給付する。

- 【対象児童】 (1) 令和3年9月分の児童手当の対象児童 ※特例給付を除く  
 (2) 高校生(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)  
 (3) 基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童

[見込数：約8,540人]

【給付額】 対象児童1人あたり10万円 国10/10

申請	不要 (児童手当等の指定口座に振込)	必要 (申請により、随時振込)
対象者	(1) 令和3年9月分の児童手当・児童扶養手当の受給者 (2) 令和3年9月～10月に出生した児童の保護者等 (3) 加賀市・加賀市医療センターから児童手当を受給している公務員(加賀市在住者)	(1) 中学生以下の弟妹がいない高校生等の保護者等 (2) 令和3年11月～令和4年3月に出生した児童の保護者等 (3) 勤務先から児童手当を受給している公務員 (左記(3)を除く)
支払い (現金給付)	上記(1)(2)の対象者 ① 先行給付分 12月17日(金)5万円 3,669世帯(6,880人) ② 新学期準備給付分[現金] 12月28日(火)5万円 3,669世帯(6,880人) 上記(3)の対象者 1月21日(金)10万円一括 219世帯(402人)	随時 10万円一括 880世帯(1,118人) ※見込み